



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
 発行所 一般社団法人鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

令和4年の労働災害発生状況（令和4年12月末現在集計速報値）

令和4年12月末現在の令和4年1年間の休業4日以上
 の労働災害は、右下表のとおりで対前年比110.8%の大幅
 増加となっています。

昨年同時期より労働災害が100%以上増加した業種は、
 多い順に「保健衛生業」(544.3%増)、「木材・木製品・家具
 装備品製造業」(216.7%増)、「その他の運輸交通業」
 (175.0%増)、「清掃業・ビルメンテナンス業」(133.3%増)
 となっています。

事故の型別で見ると、「その他」の労働災害が一番多く
 618件(昨年同時期より587件増加)にのぼり、そのうち新
 型コロナ感染症によるものが607件となっており、「保健
 衛生業」、「木材・木製品・家具装備品製造業」、「食品製造
 業」などの業種で多く発生しています。次いで「転倒」が163
 件(同11件増加)、「墜落・転落」が87件(同1件減少)、「はさま
 れ・巻き込まれ」が65件(同15件増加)、「動作の反動・無
 理な動作」が43件(同7件減少)となっています。

事故の起因物別で見ると、新型コロナウイルス感染症によるもの
 以外の労働災害について「転倒」及び「墜落・転落」では「仮
 設物、建築物、構築物等」、「はさまれ・巻き込まれ」では「動
 力機械」及び「物上げ装置、運搬機械」、「動作の反動・無理な
 動作」では特定の起因物はなく不安定な姿
 勢などによるものが多くなっています。

また、死亡災害は1件で、業種別では「建設業」、事故
 の型別では「墜落・転落」となっています。

死亡災害撲滅、休業災害を減少させるため、引き続き
 「新型コロナウイルス対策」、「転倒災害防止対策」、「腰痛予
 防対策」、「リスクアセスメント」、「安全見える化とっと
 り運動」、「エイジフレンドリーガイドライン」などを踏
 まえて労働災害防止活動により一層取り組んでいただき
 ますようお願いいたします。

① 新型コロナウイルス対策例

- ・テレワーク、時差出勤等を推進すること。
- ・体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定
 め、実行できる雰囲気作りを行うこと。
- ・職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹
 底など、密にならない工夫を行うこと。
- ・休憩所、更衣室などの場の切り替わりや、飲食の場な
 ど感染リスクが高まる場面での対策・呼びかけを行う
 こと。
- ・手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所
 の消毒など感染防止のための基本的な対策を行うこ
 と。等

② 転倒災害防止対策例

- ・階段には滑り止めや手すりを設け、通路の窪みや段差
 を可能な限り解消すること。
- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用
 シート）を採用すること。

- ・滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を使用させ
 ること。
- ・滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに
 清掃すること。
- ・通路、階段、出入り口に物を放置しないこと。等

③ 腰痛予防対策例

- ・床に置いてある重い荷物などを持ち上げる際は、荷物
 を身体の近くに寄せてしゃがんで足の力を意識して持
 ち上げること。
- ・不自然な作業姿勢や動作を避けるため、作業場、事務
 所、通路等の作業空間を十分に確保すること。
- ・作業による腰部負担を軽減するために、適宜小休止、
 休息を取る、他の作業と組み合わせによる等により同
 一姿勢を長時間続けないようにすること。
- ・咄嗟の動作の事故防止のため、日頃からストレッチを
 行い体の柔軟性を高めておくこと。等

令和4年労働災害発生状況(速報)

令和4年12月末現在集計 鳥取労働局

業種別	合 計			
	令和4年 死傷者数	平成3年 死傷者数	増 減 数	増 減 率 (%)
全 産 業	(1) 1117	(6) 530	587	110.8
うち新型コロナウイルスを除く	(1) 510	(6) 505	5	1.0
製 造 業	183	(1) 127	56	44.1
木材・木製品・家具装備品製造業	38	12	26	216.7
鉄鋼・金属製品製造業	14	(1) 15	-1	-6.7
機械器具製造業	16	14	2	14.3
食品製造業	74	55	19	34.5
上記以外の製造業	41	31	10	32.3
建 設 業	(1) 96	(4) 75	21	28.0
土木工事業	32	(1) 18	14	77.8
建築工事業	(1) 45	(2) 37	8	21.6
木造家屋建築工事業	15	(1) 12	3	25.0
その他の建築工事業	(1) 30	(1) 25	5	20.0
その他の建設業	19	(1) 20	-1	-5.0
運 輸 交 通 業	67	54	13	24.1
道路貨物運送業	56	50	6	12.0
その他の運輸交通業	11	4	7	175.0
林 業	11	16	-5	-31.3
その他の事業	760	(1) 258	502	194.6
卸・小売業	94	64	30	46.9
飲食店	12	12	0	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	42	18	24	133.3
旅館・ホテル業	9	8	1	12.5
保健衛生業	509	79	430	544.3
通信業・金融業等	21	18	3	16.7
上記以外のその他の事業	73	(1) 59	14	23.7

()内は死亡者数で内数である。

～鳥取労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

鳥取労働局では、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（「改善基準告示」）の改正に併せ、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしています。

鳥取労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めていくことにしています。

【荷主特別対策チームの概要】

■トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています。

「荷主特別対策チーム」は、新たに任命した荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する鳥取労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

■労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します。

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

■鳥取労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます。

鳥取労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。

■長時間の荷待ちに関する情報を収集します。

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



配偶者手当の在り方について 企業の実情も踏まえた検討を お願いします

～女性の活躍を推進していくために～

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

各企業におかれましては、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」の趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「配偶者手当の在り方の検討」をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室（電話0857-29-1709）にお問い合わせください。

（配偶者手当の在り方の検討 URL）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

鳥取労働基準監督署の 電話番号の変更について

令和5年2月20日月曜日（日）から、ダイヤルイン導入に伴い、下欄のとおり鳥取労働基準監督署の電話番号が変更となりましたのでお知らせいたします。

部署	現行	変更後
方面（監督係）	0857-24-3211 (共通)	0857-24-3211
安全衛生課		0857-24-3212
労災課		0857-24-3095
総合労働相談コーナー	0857-24-3245	変更なし
FAX番号	0857-24-3213	変更なし

新しい働き方・休み方を
実践するために
「年次有給給付休暇」を
上手に活用しましょう

休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダを
リフレッシュ！

Refresh/Work Holiday/働き方 休暇

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給給付と社員による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

（〒）厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

「ストレスチェック」を実施しましょう

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）の結果によると、「仕事や職業生活において強いストレスを感じる」と回答した労働者が全体の53.3%と半数以上に上り、また、精神障害の労災保険の請求件数は全国的に増加の一途をたどっており、職場におけるメンタルヘルス対策は喫緊の課題と言えます。

メンタルヘルス対策の取組は、その実施目的別に1次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）、2次予防（メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応）及び3次予防（職場復帰支援）の3つに分類され（図1）、実施主体別には、セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア及び事業場外資源によるケアの4つに分類されます（図2）。

メンタルヘルス対策の取組の中でも、ストレスチェック制度は、厚生労働省から指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日指針公示第1号）。通称：ストレスチェック指針）が公表されていることから、スキームが確立して取り組みやすく（図3）、1次予防及び2次予防について横断的に取り組むことができ、4つのケアの全般にわたって対応することができます。

ストレスチェックは、労働者を50人以上使用する事業場において、1年ごとに1回定期的実施することと、その結果を所轄労働基準監督署へ報告することが義務付けられていますが、使用する労働者数が50人未満の事業場にあっても、ストレスチェック制度を導入することで、効果的・効率的にメンタルヘルス対策に取り組みますので、ぜひ実施しましょう。

【メンタルヘルス対策のお役立ちサイト】

- ころの耳(厚生労働省働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



- ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei12/>

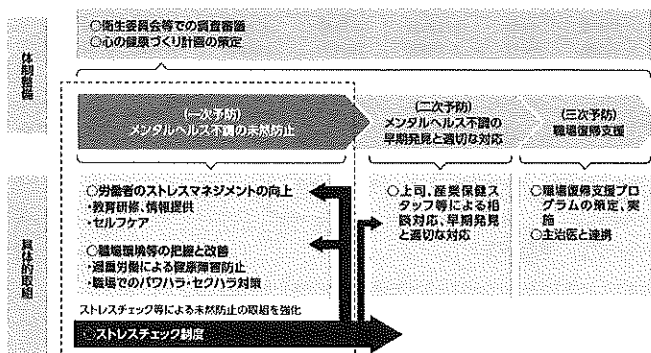


図1 メンタルヘルス対策(実施目的別分類)

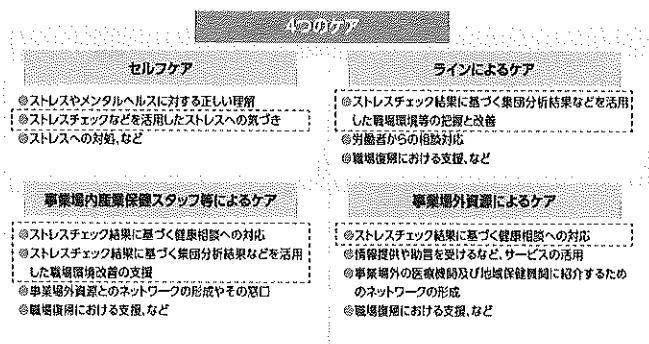


図2 メンタルヘルス対策(実施主体別分類)

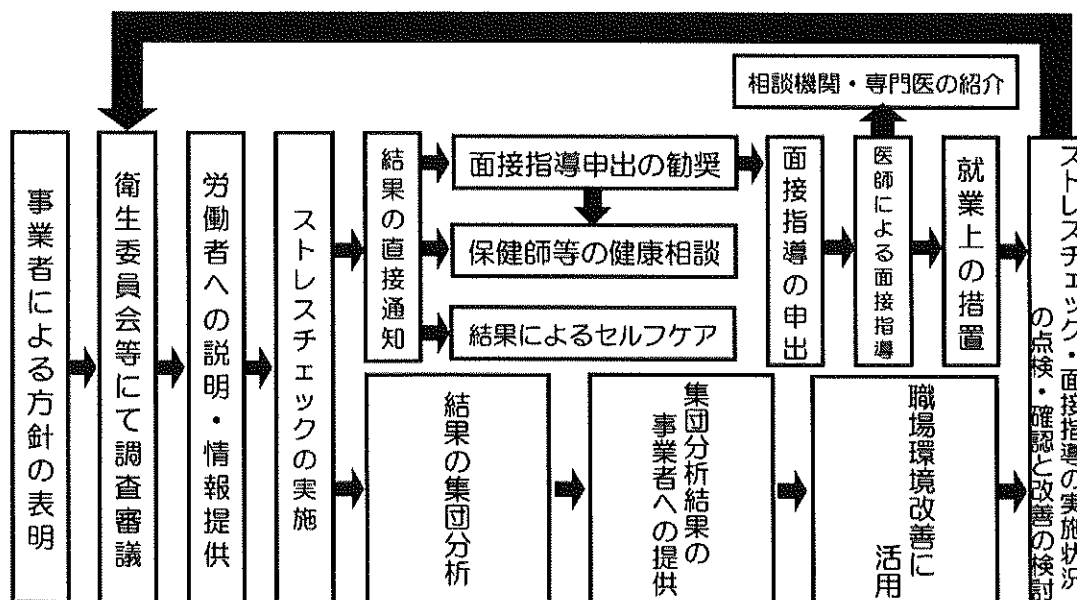


図3 ストレスチェック制度のフロー図

東部支部だより

36協定届について

鳥取労働基準監督署

年度末から年度初めにかけて、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）を労働基準監督署に提出される事業場が多いことから、記載例をお示ししますので、参考としてください。

なお、労働者代表と使用者の署名又は記名・押印された労使協定がなく、36協定届が労使協定を兼ねる場合には、36協定届に労働者代表と使用者の署名又は記名・押印が必要となりますので、ご留意ください。

詳しくは鳥取労働基準監督署にご照会ください。

60時間を超える時間外労働の割増率

～中小企業への適用猶予措置が終了します～

鳥取労働基準監督署

労働基準法において、月60時間を超える時間外労働に対する割増率は、50%以上と規定されていますが、現在、中小企業においては、その適用が猶予されています。

令和5年3月31日をもってその猶予措置が終了することから、令和5年4月1日以降は、すべての事業場において、月60時間を超える時間外労働に対する割増率は、50%以上となりますのでご留意ください。

時間外労働 休日労働 に関する協定届

【記載例】

事業の種類 電気機械器具製造業

事業の名称 ○○株式会社 ●●工場

事業の所在地 (電話番号) ○○年4月1日から1年間

時間外労働	業務の種類	労働者数 (清18条) (以上の者)	1日 (任意)		1か月 (任意) (1日を超えれば1か月)		1年 (任意) (1日を超えれば1年)	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記条に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間
	協定	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間

協定の成立年月日 ○○年3月24日

協定の当事者である労働者代表 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) 検査課主任 ○○○○

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

鳥取 労働基準監督署長 〇〇〇

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

【特別条項の2枚目の記載例 (1枚目は前記と同じ)】

任意に時間外労働を超過して労働させることができる場合

業務の種類	労働者数 (清18条) (以上の者)	1日 (任意)		1か月 (任意) (1日を超えれば1か月)		1年 (任意) (1日を超えれば1年)	
		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間
製品トラブル・大規模なクリームへの対応	検査	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間

協定の成立年月日 ○○年3月24日

協定の当事者である労働者代表 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) 検査課主任 ○○○○

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

鳥取 労働基準監督署長 〇〇〇

西部支部だより

『安全祈願祭』

令和5年1月17日(火)10時から「勝田神社」におきまして、米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で『安全祈願祭』が執り行われました。

西部支部 永東支部長はじめ各幹事及び、米子地区建災防 石田会長はじめ各役員が参列され、会員事業場皆様の安全・無災害及び事業の繁栄、新型コロナウイルス感染症の早期収束を祈願いたしました。

『安全祈願祭』のご報告とともに、西部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業の繁栄をお祈り申し上げます。



令和4年度 労務管理研修会を開催

令和5年2月8日(水)、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は第一部を米子労働基準監督署の職員による講演、第二部を深田社会保険労務士による講演の二部構成で行いました。

第一部では、米子労働基準監督署の久保田署長によるあいさつに続き、上地監督課長による「働き方改革と労務管理のポイント」に関する講演、宮村安全衛生課長による「労働災害防止対策の更なる推進」に関する講演がありました。

上地監督課長は、働き方改革関連法のうち、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化及び労働時間の把握義務について講演されました。時間外労働の上限規制については、示された上限の範囲内でしか時間外・休日労働は許されないこと。年次有給休暇の取得義務化については、年10日以上有給休暇を付与される

労働者を対象に、年5日については取得させることが義務付けられていること。さらに、労働時間の把握義務については、労働者の健康管理の観点から適切な方法で把握することなどについて、主に改正のポイントを重点に説明されました。

宮村安全衛生課長は、管内の労働災害発生状況、事故の型別で約3割を占める、転倒災害の防止対策について、エイジフレンドリーガイドライン、安全衛生教育の必要性。その他として、最近の安全衛生法関係法令等の改正から、新たな化学物質規制の導入、一人親方等の保護措置義務、事業者に対する歯科健診結果の報告義務などについて説明されました。

第二部では、深田社会保険労務士から、労災保険制度の概要及び判例に見る同一労働同一賃金、副業・兼業と題して講演していただきました。労災保険制度については、業務上災害と判断するための要件を、脳心臓疾患及び精神障害の発病についての考え方も含めて説明されました。また、同一労働同一賃金については、不合理な待遇差を最高裁の判例を交えて説明され、さらに、副業・兼業に関しては、労災保険の給付、雇用保険の適用についてわかりやすく説明されました。



中部支部だより

令和5年の「安全祈願祭」

中部支部は、本年も「安全祈願祭」を令和5年1月17日（火）賀茂神社（倉吉市葵町）において行いました。

当日は、会員事業場の無災害及び事業繁栄を祈願するため、馬野慎一郎支部長をはじめ、副支部長、幹事並びに事務局長ら支部役職員14名が出席し、本年の安全を祈願しました。中部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業の繁栄をお祈り申し上げます。

令和5年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ① 雇い入れ時の安全衛生教育（ビジネスマナー含む）
4月25日（火）
- ② 安全衛生推進者養成講習（2日間）
5月17日（水）・18日（木）
- ③ 熱中症予防労働衛生教育
5月25日（木）
- ④ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育
5月30日（火）
- ⑤ 巻上げ機運転業務特別教育（2日間）
学科 6月7日（水）
実技 6月8日（木）
- ⑥ 安全管理者等安全担当者研修
6月22日（木）
- ⑦ 職長・安全衛生責任者教育 第1回（2日間）
7月12日（水）・13日（木）
- ⑧ 職長・安全衛生責任者教育 第2回（2日間）
7月27日（木）・28日（金）
- ⑨ アーク溶接業務特別教育（3日間）
学科 8月22日（火）・23日（水）
実技 8月24日（木）・25日（金）
- ⑩ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育
9月5日（火）
- ⑪ 5トン未満クレーン運転業務特別教育（3日間）
学科 9月13日（水）・14日（木）
実技 9月15日（金）
- ⑫ 衛生管理者等衛生担当者研修
9月21日（木）
- ⑬ 自由研削用といし取替業務特別教育
9月26日（火）
- ⑭ リスクアセスメント研修
10月5日（木）

- ⑮ 安全管理者選任時研修（2日間）
10月11日（水）・12日（木）
- ⑯ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育
10月31日（火）
- ⑰ 特定粉じん作業特別教育
11月9日（木）
- ⑱ 化学物質管理者講習に準ずる講習
11月16日（木）
- ⑲ K Y T（危険予知訓練）研修
11月28日（火）
- ⑳ 電気（低圧）取扱業務特別教育
12月6日（水）
- ㉑ 足場の組み立て等業務特別教育
12月14日（木）
- ㉒ 労務管理研修会
令和6年2月15日（木）

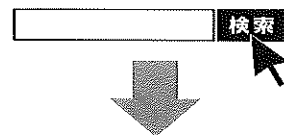
なお、上記の講習会等の開催及び開催時期については変更することがありますので下記にお問い合わせ下さい。

【受付・問合せ先】

倉吉市上灘町115-1（有）河崎組3階
（一社）鳥取県労働基準協会中部支部
TEL・Fax 兼用 （0858）22-9054

令和5年度
技能講習、特別教育・各種講習の開催は
ホームページ (<http://www.totori-rouki.or.jp>)
をご覧ください。

鳥取県労働基準協会で検索



トップページの「技能講習」、「特別教育・各種講習」をクリック